

令和2年第5回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和2年 11月25日  
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和2年 11月25日(水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 大江 寿 議員 2番 村上 謙武 議員

1. 出席議員

1番	大江	寿	6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一
2番	村上	謙武	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	14番	遠藤	義光
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	15番	池田	信博
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春	16番	福田	晃

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町	長	池田	高世偉	上下水道課長	村上	和久
副町	長	大庭	孝久	建設課長	田中	文男
教育	長	野津	浩一	施設管理課長	大西	洋二
総務課	長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者		藤川	芳人	水産振興室長	砂本	進
税務課	長	濱田	勉	都市計画推進室長	石田	傑
町民課	長補佐	和田	美由貴	総務学校教育課長	吉田	隆
福祉課	長	中林	眞	社会教育課長	野津	千秋
保健課	長	井上	朋張	布施支所長	竹本	久
環境課	長	原	秀人	五箇支所長	灘	進
商工観光係	長	坂口	武	都万支所長	高梨	勇光
農林水産課	長	河北	尚夫	中出張所長	村上	克樹
地域振興課	長	宇野	慎一	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

## 1. 町長提出議案の題目

議 第 113 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議事の経過

### ○議長（米澤壽重）

ただ今から、令和2年第5回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により、1番：大江 寿 議員、  
2番：村上 謙武 議員を指名します。

### 日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

### 日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第113号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について議題といたします。

### 日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました1件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

## ○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

本日、令和2年第5回隠岐の島町議会臨時会を招集いたしましたところ、急遽の招集にかかわらず、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

私自身もこのコロナ禍の中、新年度予算の確保、事業要望、新過疎法の実現等のため上京をせざるを得ないところでございますが、上京中はもちろん、帰島後こそあらゆる面で気が抜けない状況でございます。

現在、身をもってコロナの恐ろしさ、皆さんの声に対する怖さを感じながらの業務となっておりますが、上京につきまして議員各位にはご理解をお願い申し上げます。

本会議におきましては、条例の一部改正1件を提案させていただいておりますが、十分なるご審議をお願いし、招集にあたってのご挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議第113号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考とし、期末手当の支給月数の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

## ○議長（米澤 壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時34分）

（全員協議会開会宣告 9時34分）

## ○議長（米澤 壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 9時36分）

（本会議再開宣告 9時36分）

## 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

議第113号議案について質疑はございますか。

4番：石橋 雄一 議員

**○4番（石橋 雄一）**

ちょっと背景を説明していただけますか。再度、背景、理由。

**○番外（総務課長 佐々木 千明）**

引き下げまでの背景ということでございますが、まず、10月7日に人事院の方から一時金の引き下げの勧告が行われました。続いて10月28日には、人事院勧告から月例給については据置きすべきとの勧告を受けた次第でございます。

これを受けまして、島根県の人事委員会の方から10月30日に同じように月例給につきましては据置き、一時金につきましては0.05月分引下げという勧告がございましたので、これらを参考にして最終的に今回の議案に至った次第でございます。

**○4番（石橋 雄一）**

不勉強で申し訳ないですが、人事院が下げろと言ってきているその背景については、隠岐の島町はどのように捉えておられますか。

**○番外（総務課長 佐々木 千明）**

毎年人事院は民間の事業所、今年は約12,000事業者を対象に給与や一時金の調査をいたしまして、その結果を基に、こういった勧告をしている次第でありまして、それを参考にさせていただいたということでございます。

**○4番（石橋 雄一）**

はい。分かりました。

**○議長（米澤 壽重）**

ほかに、質疑はございますでしょうか。

2番：村上 謙武 議員

**○2番（村上 謙武）**

先ほど、町長の方から人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考として、期末手当の支給月数の改正を行うものであると説明がありましたが、この島根県の人事委員会の勧告と出ていますが、これを具体的にどのように参考として、この0.05月というのを決めたのですか。その辺の詳しい説明をお願いします。

**○番外（総務課長 佐々木 千明）**

島根県の人事委員会の勧告の方も、県内の事業者の給与等調査した結果、昨年より0.05月

分、一時金の引下げを行うよう勧告がございましたので、それを参考にさせていただいた次第でございます。

## ○2番（村上謙武）

県の人事委員会の勧告内容、同じく0.05月分減額となって、その結果、年間の支給月数が4.10月となっています。本町の場合は引下げて4.45月分です。0.35月分本町が県の人事委員会の勧告内容より高いという。具体的にそういうところがあります。

金額面でも、平成30年度の実績で本町の職員は約163万円、県の職員は147万円、県職員よりこの期末勤勉手当が年間16万円程高いのです。その辺を参考にして、今年度もそういう風に決めたのかどうか。参考にするのであれば、やはり島根県の人事委員会の勧告を重く参考にするべきではないかなど。島根県の人事委員会も50人以上の企業規模、従業員数50人以上の会社を実際に調査したうえで128事業所ですね、期末勤勉手当4.10という月数を出しているものですから、そういったところを、ちょっと考慮が足りないのではないかという風に感じています。その辺どのように考えているのでしょうか。

## ○番外（総務課長 佐々木 千明）

提案理由と同じような回答になろうかと思いますが、人事院の勧告並びに県の人事委員会勧告、それに加えて申しますと県内の他の市町村の対応も参考にしながら、こういった結論に至った次第でございます。

## ○2番（村上謙武）

基本的にはやはり勧告内容も参考になりますけど、地方公務員の給与というものは地方公務員法第24条に規定されておりますので、年1回の改正の時期には地方公務員法第24条の規定に、厳正に照らし合せて本町職員の給与水準、給与内容が適正かどうかというのを判断したうえで、今回の0.05月分の期末手当の減額が適正かどうかというのを判断すべきだという風に、私はそう思っています。

ですから、人事院勧告で0.05月分減額するという勧告が出ました。同じく県の人事委員会でも0.05月分期末手当を減額、しかし、基本的に先ほど言ったように職員の給与というのは、地方公務員法第24条に照らして、年1回きちんと適正であるかどうか決めるべきであって、単に0.05月分のみの判断では、やはり不十分ではないかなという風に考えております。その辺の見解についてはいかがでしょうか。

## ○番外（副町長 大庭 孝久）

私共も地方公務員法第24条、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の従事者の給与を考慮

しなさい。」というところを判断いたしまして、県内では19市町村ございますが、この内、17市町村が人事院勧告を尊重しているという状況でございます。私共もその段階で人事院勧告に従おうということで、適正な給与だという風に判断いたしまして人事院勧告を尊重しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

**○2番（村上謙武）**

はい、以上です。

**○議長（米澤壽重）**

ほかに、質疑はございますでしょうか。

5番：村上 三三郎 議員

**○5番（村上三三郎）**

本臨時会に提案された職員の給与改定について質問いたします。私はこの改定案に反対はしませんが、本町の財政運営の視点から質問します。

地方自治体は、住民の福祉の充実を実現する公共性の高い業務を担当しています。したがって職員処遇は、健康で文化的な生活を維持できる水準でなければなりません。

一方でラスパイレス指数という国家公務員と地方公務員の給与の比較をする見解があり、地方公務員の給与は国家公務員の給与を超えるべきではなく、その場合には給与を減額すべきだとの主張もあります。

私はこの主張には同意しませんが、本当に財政力が豊かであれば国家公務員の給与を超える場合も当然あり得ると思います。

現在の地方財政制度の下で、歳入の多くを地方交付税に依存する本町の場合は当然のことながら財政規律を厳格に守らなければなりません。

次の点について質問いたします。今回の給与改定でラスパイレス指数はどのようになりまするか。二点目、この数年間のラスパイレス指数の変動をお示してください。

**○番外（総務課長 佐々木 千 明）**

今回の改定によってラスパイレスの数値がどのようになるかということでございますが、ラスパイレス指数を算出するためには、月例給が基本になりますので、今回、一時金の変動したとしてもラスパイレス指数には影響はございません。二点目の近年の隠岐の島町のラスパイレス指数ということでございますけど、3箇年程度でよろしいでしょうか。

平成30年度がちょうど「100」でございます。令和元年が「99.3」、そして今年度の速報値でございますが「99.1」ということになってございます。

**○5番（村上三三郎）**

はい。

**○議長（米澤壽重）**

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、議第113号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時49分）

（全員協議会開会宣告 9時49分）

**○議長（米澤壽重）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 9時54分）

（本会議再開宣告 9時54分）

**日 程 第 6. 討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の議第113号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番：村上 謙武 議員

**○2番（村上謙武）**

議第113号議案「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」案に反対の立場で討論いたします。

今回、期末手当を0.05月分を減額するという職員給与の見直し内容ではありますが、島根県人事委員会の勧告内容や高水準にある本町職員の給料月額並びにラスパイレス指数の現状、そして本町の財政状況等を総合的に考慮した結果、更なる減額が必要であると考え、改正案に反対するものであります。

私が期末手当の更なる減額が必要であるとする具体的な理由は、次の三つであります。

一つ目、本町では今後、人口減少による税収の減少と地方交付税の減少、更に新型コロナウイルスの影響による経済状況の悪化による税収の減少が十分に予想されること。

二つ目、歳出に関してはコロナウイルスに対する町独自の経済支援や大規模事業の実施による大幅な歳出の増加により、本町の財政状況が急激に悪化していること。この現状を役場職員自ら危機感を持って真摯に受け止め、職員給与の削減に努めるべきであること。

三つ目、職員の給与に関しては、地方公務員法第24条の規定に則り定めるべきであります。給与を定めるにあたって考慮すべきとされる、他の地方公共団体の職員給与や民間事業所の従事者の給与、そして、その他の事情等、これらの考慮すべき事項等について本町では適切な考慮がなされているとは言い難い状況にあること。

以上、三つの理由により私は今回の職員給与の改定においては、期末手当支給月数の更なる引下げが必要であると判断するものであります。基本的に職員給与に関しても町民から一定の理解が得られる内容であるべきだと考えるところであります。

したがって、「職員給与の条例改正案」は減額する月数を見直したうえで、後日、改めて上程すべきであると考え、反対するものであります。

議員の皆様には、ただ今申し上げた反対理由等について総合的にご判断をいただき、ご賛同をいただきますようお願いいたします。以上です。

#### ○議長（米澤壽重）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第113号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがって、議第113号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第5回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告      10時00分 )

以 下 余 白